

住居表示の設定(変更)届出のご案内

このたび建物等の建設を予定されている場所は、住居表示の実施区域内になります。こちらに住所・所在地を定めるときには、事前に住居番号(住所)を設定する必要があります。

つきましては、別紙「建物その他の工作物新築届」の提出をお願いします。また、同じ場所での建替えの場合も、提出をお願いします。

なお、物置などの住所等を設定する必要がない建物の場合は、届出は不要です。

パンフレットなどに住所・所在地の記載が必要な場合は、お早めに提出をお願いします。ただし、計画の段階では住居番号を設定することはできません。届出は建物等の基礎工事の完了以降にお願いします。

また、設定にあたり現地調査を行い、建物等の位置・入口を確認する必要があるため、決定までにお時間をいただくことをご了承ください。

《提出先》

市役所2階 市民課 住居表示窓口(26番・27番の間)
郵送での提出も承ります。

《添付書類》

- ① 現地案内図(住宅地図など、建物の所在地が分かるもの)
- ② 公図又は地積測量図の写し
- ③ 建物の配置図(敷地全体、道路、建物の関係が分かるもの)
- ④ 1階平面図(建物の寸法、間取りが入ったもの)
※ 1階に玄関がない場合は、入口のある階の平面図

- ①～④のいずれも「建築確認申請」に必要な書類になります。確認済みの「建築確認申請書」一式を窓口を持参いただければ、窓口で必要な図面を選んでコピーいたします。



お問い合わせ・提出先

富士市役所 市民課 管理担当
〒417-8601 富士市永田町1丁目100番地
電話:0545-55-2746

《記入例》

令和〇年△月□日

(あて先) 富士市長

郵便番号 417-0055

住所 富士市永田町1丁目100

届出人 氏名 富士 太郎

電話 (0545)51-0123

建物その他の工作物新築届

富士市住居表示に関する条例第3条第1項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

所有者氏名	富士 太郎
所有者住所	富士市永田町1丁目100
建築完成年月日	令和〇年□月△日
建設等の主たる出入口から道路までの略図	(ここに手書きしていただくか、添付書類「①現地案内図」に代えることができます)
建築等の敷地の表示	永田町1丁目234-5

- 住居表示実施区域では、敷地の地番を住所にすることができません。住居番号は転居届・転入届の手続きが必要であるため、新しい建物に転居・転入する場合は、事前に「建物その他の工作物新築届」を提出してください。住居番号を設定してお手元に通知を送付いたします。